

○消費生活施策に関する首長表明

悪徳業者の手口は複雑かつ巧妙化しており、特殊詐欺や悪徳商法などの相談は年々増加し消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。

愛荘町では、消費者被害を未然に防止するため平成21年度より国の財政措置である地方消費者行政活性化基金を活用し、消費者相談の実施、町広報紙による情報提供のほか啓発物の配布等により町民の安全と安心の確保に対する取り組みを行ってまいりました。

今後も特殊詐欺や高齢者を狙った悪徳商法等、様々な詐欺被害を防止するため、啓発活動を取り組んでまいります。

町民の皆様におかれましては日頃より消費者情報に耳を傾けていただき、トラブルにあわれた場合は、すぐに愛荘町にご相談いただきますようお願い致します。

平成30年3月5日

愛荘町長 有村国知